

保有する個人情報及び特定個人情報の保護に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人札幌市職員福利厚生会（以下「この法人」という。）が、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）並びに関連する法令及びガイドライン（以下「法令等」）に基づき、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、各用語の定義は次の各号のとおりとする。なお、本規則における用語は、他に特段の定めがない限り、法令等の定めによるものとする。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は次の各号に掲げる個人識別符号が含まれるものをいう。
 - ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの。
 - イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。
- (2) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (3) 保有個人データ この法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるものとして法令等で定めるもの以外のものをいう。
- (4) 個人番号 番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (5) 特定個人情報 個人番号及びその内容を含む個人情報をいう。
- (6) 本人 個人情報又は個人番号によって識別される特定の個人をいう。

(適用範囲)

第3条 本規則は、この法人が取得する全ての個人情報等を対象に適用されるものとする。

2 本規則は、この法人の定款第10条に定める評議員、第22条に定める役員並びに第41条第1項に定める事務局長及び所要の職員（以下「役員及び職員」）に適用されるものとする。

(個人情報等の収集)

第4条 個人情報等の収集は、利用目的を定め、その目的の達成のために必要な限度において、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報等の利用)

第5条 この法人は、個人情報を取扱うために、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 個人情報に該当する事項

ア 利用目的を本人に通知又は公表することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

イ 利用目的を本人に通知又は公表することにより、この法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合

ウ 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

エ 収集の状況からみて、利用目的が明らかであると認められる場合

(2) 特定個人情報に該当する事項

ア 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合

イ 法令等に基づき、利用目的を超えた特定個人情報の利用が認められる場合

2 個人情報等は、利用目的の範囲内で具体的に権限を与えられた役員及び職員のみが、業務の遂行上必要な限度において利用できるものとする。

3 この法人は、第1項に定める利用目的を変更した場合は、本人に通知し、又は公表するものとする。

(個人情報等の保管に係る正確性の確保)

第6条 この法人は、個人情報等を、第5条に定める利用目的の範囲において、正確かつ最新の状態で保管するよう、努めるものとする。

(個人情報等の保管制限)

第7条 この法人は、第5条に定める利用目的の範囲を超えて個人情報等を保管してはならない。

(個人データ及び特定個人情報の提供制限)

第8条 この法人は、個人データ及び特定個人情報等を第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 個人データに該当する事項

- ア 本人にあらかじめ必要事項を明示又は通知し、同意を得ている場合
- イ 法令により開示または提供が許容されている場合
- ウ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- エ その他、法令等で認められる場合

(2) 特定個人情報に該当する事項

- ア 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合
- イ 法令等で個人番号関係事務を処理するために必要な限度で提供する場合

(委託等に基づく提供)

第9条 この法人が、業務の委託等のために、個人データ又は特定個人情報の提供をこの法人から受ける者は、次の各号に掲げる場合において、前条に定める第三者に該当しないものとする。

(1) この法人が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データ又は特定個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴って、個人データ又は特定個人情報が提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データ又は特定個人情報が提供される場合

2 この法人は、個人データ又は特定個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データ又は特定個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(共同利用に基づく提供)

第10条 この法人は、第7条の規定にかかわらず、個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で、個人データを第三者との間で共同利用できるものとする。

2 共同利用を行う場合は、次の各号に掲げる事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 共同利用される個人データが、特定の者に提供されること
- (2) 共同利用する個人データの項目
- (3) 共同利用する者の範囲
- (4) 共同利用する者の利用目的
- (5) 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

3 この法人は、共同利用する第三者に対しても、第15条に定める措置を講じさせなければならない。

(保有個人データ又は特定個人情報の開示請求)

第11条 この法人は、本人、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人が委任した任意代理人（以下「請求者」という。）から、保有個人データ又は特定個人情報の開示を求められた場合は、これを開示するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利、利益を害する恐れがある場合
- (2) この法人の適正な業務の実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 この法人は、保有個人データ又は特定個人情報の開示が、次の各号に掲げる事項に該当するかを確認し、開示の可否を決定するものとする。

- (1) 物理的に存在するか否か
- (2) 保有個人データ又は特定個人情報に該当するか否か
- (3) 前項の各号に該当するか否か

3 前項に定める決定結果は、請求者に対して書面で通知するとともに、不開示の場合は、その理由について説明を行うものとする。

(開示請求に基づく訂正等)

第12条 この法人は、前条の開示の結果、保有個人データ又は特定個人情報の内容が事実ではないことを理由に、請求者から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データ又は特定個人情報の訂正等を行うものとする。

2 前項に定める訂正内容は、請求者に対して書面で通知するとともに、訂正を行わなかった場合は、その理由について説明を行うものとする。

(利用停止)

第13条 この法人は、請求者から保有個人データ又は特定個人情報が、個人情報保護法第16条及び第17条いずれかの規定に違反して取得されているという理由又は番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、保有個人データ又は特定個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求められた場合は、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく保有個人データ又は特定個人情報の停止を行うものとする。ただし、利用停止を行うために多額な費用を要する場合又はその他利用停止等が困難な場合で、本人の権利利益を保護するためにこれに代わるべき措置を取る場合はこの限りではない。

2 前項の求めに対し、利用停止を行った場合又は利用停止を行わない旨の決定をした場合は、本

人に対して遅延なくその旨を通知し、その理由について説明を行うものとする。

(廃棄)

第14条 この法人は、個人情報又は特定個人情報等が記録された書類について、事務局の事務取扱に関する規程又は法令により一定期間の保存が義務付けられている場合は、その期間が経過後、速やかに書類を廃棄しなければならない。

(安全管理措置)

第15条 この法人は、個人情報等の取扱いに関し、次の各号に掲げる安全管理措置を講じるものとする。

(1) 組織的安全管理に関する事項

- ア 組織体制の整備
- イ 個人情報等の取扱いに係る規律に従った運用
- ウ 個人情報等の取扱状況を確認する手段の整備
- エ 漏えい等事案に対応する体制の整備
- オ 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

(2) 人的安全管理に関する事項

(3) 物理的安全管理に関する事項

- ア 個人情報等を取り扱う区域の管理
- イ 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ウ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏洩等の防止
- エ 個人情報等の削除及び機器、電子媒体等の廃棄

(4) 技術的安全管理措置

- ア 個人情報等へのアクセス制御
- イ 個人情報等へのアクセス者の識別と認証
- ウ 個人情報等への外部からの不正アクセスの防止
- エ 個人情報等を取り扱う情報システム使用に伴う漏えい等の防止

(個人情報等の基本方針の策定)

第16条 この法人における個人情報等の取扱いを明示し、これを通知及び公表するために、次に掲げる個人情報等の取扱いに関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定めるものとする。

- (1) 個人情報等の取扱いに関する基本方針に関する事項
- (2) 個人データ及び特定個人情報の利用目的に関する事項
- (3) 個人情報等の第三者提供に関する事項
- (4) 個人データの共同利用を行う場合は、第10条第2項に定める事項
- (5) 個人情報等の開示、訂正等、利用停止の手続きに関する事項

- (6) 個人情報の取扱いに関する受付窓口に関する事項
 - (7) 前各号に定めるほか、個人情報等の取扱いに関して公表が必要と認められる事項
- 2 基本方針は、合理的かつ適切な方法により通知・公表がされるよう、本人が知り得る状態に置くものとする。
- 3 基本方針に関し必要な事項は、理事長がこれを定める。
- (規程の改廃)

第17条 この規則の改正又は廃止は、理事会の議決により行う。

(補足)

第18条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。